

第61回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成28年4月19日（火）17:10～17:38
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 定刻より遅れまして恐縮でございました。

これから、本日、先ほどまでやっておりました第61回規制改革会議の様様につきまして、議長からのブリーフィングを始めたいと思います。

よろしく願いいたします。

岡議長 それでは、第61回規制改革会議について御報告申し上げます。

今日は4つの議題で審議を行いました。最初は、前にも1回やりました「地方における規制改革」。それから「許認可等の統一的把握」「規制レビュー」「規制改革のホットライン」の4つでございます。

まず、「地方における規制改革」につきましては、3月の会議で、地方の規制に関して、国としての対応の考え方という形で私どもの考えをまとめて、関係する諸官庁、地方六団体にお伝えして、ご意見をお聴きするというところを行ってまいりました。

本日は、全国知事会と全国町村会の事務総長、内閣府地方分権改革推進室次長ほか、関係省庁に御参加いただきまして、意見交換を行いました。ただ、農水省よりは「自分たちが出した意見は事務方での作業のやりとり等に関するもので今日は出席しません」という連絡をいただいておりますので、出て来られた省庁は、警察庁、総務省、文科省、厚労省、国交省でございます。

今日の議論を私なりに整理しますと、「地方分権」という考え方がベースにありますから、各自治体が条例等々で決めたものを何か訂正する必要があるということであれば、その主体である自治体が行った方がいいのではないのかということがまずあります。私ども規制改革会議の視点は、そのような形ででき上がった自治体の条例に差異がある。すなわち、ある自治体の条例の中身がほかの自治体の条例と違うものになっている。前回は幾つか御紹介しましたが、例えば、フグ料理の資格の問題、理容所とかクリーニング店の広さの問題等々、自治体によって差異がある。差異があることについて合理的な理由があるのだったら、それはよろしいのではないかと。ただ合理的な理由を説明できないものについては、やはり見直しが必要ではないかというのが一つ。もう一つ、私どもは各自治体が自主的に決める条例は当然尊重するわけですが、例えば、2つの県の条例の内容に差異がある場合、その両方の県にまたがって活動をしようとする人や企業に支障を来すことになる。このような問題を指摘しましてやはり、所管省庁はそのような実態をまず把握すべきではないか。そして、実態を把握した結果、差異が認められたときに、その差異に合理的な理由がある

のかないのか。あるいは広域で経済活動をしている人にとって不都合になっていないかといったことについて掘り下げて、必要に応じて、それを改革していく、そのようなことを所管省庁がやるべきではないのか。このように我々が指摘している問題を解決することは、地方分権を尊重することと決して衝突する問題ではなくて、バランスをとりながらやることのできるのではないかという話を今日させていただいたわけであります。

各委員からは、例えば、産業廃棄物の処理をするにあたって、その届出書のフォーマットが自治体によって違うが、このようなものはむしろ統一してもよろしいのではないかという意見もございました。

私自身も最後にコメントさせていただいたのですけれども、冒頭の大臣の挨拶にもあったとおり、我々も地方分権を尊重しておりますが、それを尊重しながらも、今申し上げたような問題を解決するためには、所管省庁と自治体の間で、政策ごとに戦略と情報の共有が必要なのではないかと。所管省庁が政策を作って、許認可あるいは条例も含めて自治体に任せるのは結構だけれども、その結果の現状把握といいますか、私は「情報の共有」と言ったのですけれども、そういったものが必要なのではないかと。「情報の共有」あるいは「戦略の共有」を通じて改善点があれば改善する。そのときに、国と自治体との間には役割分担があるのではないかというお話もさせていただきました。

そのような形で、我々としては「合理的な理由のない差異があれば、それはやはり改善、改革すべきではないか」という意見。それから「差異があることによって経済活動に支障を来すケースの場合にもこれは改革すべきではないか」という意見を引き続き述べていきたいと考えております。いずれにせよ、私ども会議体としては、今日の議論を踏まえて、是非このテーマを答申に盛り込みたいと考えております。

2番目の「許認可等の統一的把握」につきましては、総務省の担当部局が定期的に取りまとめている資料2の御説明がございました。1年前より数が80ぐらい増えておりますけれども、1万4,908項目が広い意味での規制の対象になっているものがあるというわけでございます。

3番目の「規制レビュー」については、規制の所管省庁が環境変化、社会のニーズにあわせて、主体的、積極的に規制の見直しをしていってほしいという所期の目的に基づいて、今日現在、累計で131件の規制シートを所管省庁に作成していただきました。

私どもとしては、さらにこの規制レビューの成果を高め、充実させていくために何かできることはないだろうかということを検討してきたわけでございます。実は、総務省に「政策評価審議会」というものがございまして、私はその会長なのですけれども、そちらのほうでは、政策評価の観点から、規制の事前評価あるいは事後評価の成果を高めるために、規制改革会議の規制レビューとの連携も含めて検討するということが28年度の検討テーマの1つになっております。

そのようなこともありまして、私ども規制改革会議としても、規制レビューの成果を高める、あるいはさらに充実していくために、総務省と連携をしていくことが効果的ではな

いかという考えに至りまして、規制改革会議の事務局にいろいろ検討していただいた結果、今日の会議で具体的な連携について提案をしてもらい、審議をした結果、これを採用することについて委員の皆さんの賛同をいただき、このような中身の連携をすることを答申に盛り込むことを決定したわけでございます。

最後の「規制改革ホットライン」については、また多くのご要請をいただきまして、所管省庁にぶつけて回答をもらうという形で進めてきておりますので、これはお手元の資料をご覧くださいければと思います。

冒頭の私の説明は以上でございますので、御質問があればよろしく申し上げます。

記者 冒頭の地方における規制改革なのですが、答申に盛り込むということですが、答申までの詰めと答申はほぼこの案のままいくのか。私は不勉強で、さらに細かなものになっていくのか。答申のボリュームも含めてどのようなことをお考えになっているかお伺いしたいと思います。

岡議長 現時点では、この資料にあるような内容を答申に盛り込もうと考えておりましたが、今日の会議に先ほど申し上げた関係者に来ていただいて、極めてフランクな意見交換をいたしました。今日の議論を踏まえて、事務局で我々の考え方をレビューした上で、最終的にどのようなものにしようかという段取りを考えております。

記者 私は完全に議長のお話を理解していなかったのですが、レビューのポイントになるのは今日の会合を踏まえて、何なのでしょう。

岡議長 我々のもともとのアイデアにありますように、まず所管省庁が実態を把握する。把握した結果、差異があるときに、その差異に合理的な理由があるのかないのか。差異があることによって経済活動に支障を来すような事実があるのかないのかといったところまで掘り下げる。もしも合理的な理由がない場合、あるいは支障が出ていることが分かった場合には、その是正を図るところまでを我々は考えているわけです。あるいはそれを求めようとしているわけでありますが、全国知事会や町村会、地方分権改革推進室ほか、関係省庁の方々がいろいろなお話を伺っておりまして、そうした御意見を踏まえて、我々の考え方についても一度レビューしてみよう。そのときにどれをどう変えようとかの考えは、今はございません。もう一度レビューするというか、確認を含めたレビューなのでしょうけれども、そういったものをしていこうかなと思っております。

記者 今日のヒアリングの中で決定的に意見が違うなという印象を持たれたところはあるのでしょうか。

岡議長 決定的な差はございません。全国知事会あるいは全国町村会の事務総長さんは、地方分権についての基本的な考え方だとか、法的裏づけだとか、そういったところを大変強調されておりましたが、我々は、それは当然尊重すべきものと理解しております。私どもは、そのような御意見を謙虚に受け止めて、もう一度レビューしてみようということで、変えようと決めたわけではございません。

記者 そうすると、どちらかというと、省庁の意見というよりは地方から出た意見につ

いてのレビューが中心になりますか。

岡議長 やはり地方分権との絡みのところが一番大きかったと思います。

記者 分かりました。ありがとうございます。

司会 その他ございますでしょうか。

記者 今はそのようにおっしゃったのですけれども、この紙を見ると、特に総務省と国交省は例のガイドラインのところは削ってきているので、かなり反発が強いというか、抵抗勢力になってしまったのかなと思うのですが、ここが結構肝だと思って私は見ていたのですけれども、ここを見直す考えはありますか。

岡議長 まだ結論を出しておりません。そういう御意見も踏まえてもう一回、私どもの意見をレビューしようということであって、そこを「見直す」ということにはなっておりません。

記者 分かりました。

司会 よろしゅうございますか。

では、その他ございますでしょうか。

岡議長 我々としては、我々の意見を出しました。関係者の意見を書面で頂戴しました。さらに本日、関係者に来ていただいて意見交換もしました。そういう流れの中で、我々としても、全部だめという姿勢ではなくて、きちんと一旦受け止めて、その上で我々としての意見をもう一回整理しようではないかということでございます。どこかを見直すとかというようなことは何も決まっています。

記者 規制改革会議は、決定まではあと一回だけですか。もっとあるのですか。

岡議長 何回やるかはまだ決まっています。少なくとも複数回はあると思います。

司会 その他ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の記者会見は以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

岡議長 どうもありがとうございました。